

「外国間等技術取引」とは何か

貿易外省令条文の中でも特に難物とされているのが 9 条 2 項五号・六号に登場する「外国間等技術取引」です。2009 年制定時に寄せられた意見を見ても、相当な混乱がありました。プロでも間違えやすい（私だって時々混乱する）この概念、一度整理しておきたいと思えます。

1. 貿易外省令の条文

五号

A 外国において提供を受けた令別表の一の項の中欄に掲げる技術 (B 当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の輸出、本邦内にある電気通信設備からの当該技術を内容とする情報の電気通信による送信又は当該技術を保有する本邦に存する者の出国により提供を受けたものを除く。)に係る取引であって、C 当該取引に際して、当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の輸出、本邦内にある電気通信設備からの当該技術を内容とする情報の電気通信による送信又は当該技術を保有する本邦に存する者の当該取引のための出国を伴わないもの（以下「**外国間等技術取引**」という。）。ただし、D 当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の外国相互間の移動又は外国において受信されることを目的として当該外国以外の外国にある電気通信設備から行う当該技術を内容とする情報の送信を伴う取引であって、居住者が行うものを除く。

六号

A 外国において提供を受けた令別表の二から一六までの項の中欄に掲げる技術 (B 当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の輸出、本邦内にある電気通信設備からの当該技術を内容とする情報の電気通信による送信又は当該技術を保有する本邦に存する者の出国により提供を受けたものを除く。)に係る**外国間等技術取引**。D 当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の外国 (輸出令 別表第三に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号において同じ。)相互間の移動又は外国において受信されることを目的として当該外国以外の外国にある電気通信設備から行う当該技術を内容とする情報の送信を伴う取引であって居住者が行うもののうち、次のいずれかに該当するものを除く。

イ 当該技術が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であってその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの（以下「核兵器等」という。）の開発、製造、使用又は貯蔵（以下「開発等」という。）のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき

ロ 当該技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき

2. 「外国間等技術取引」の定義をどう読み取るか

世の「かしこい」人たちはしばしば「条文に書いてある通りですよ」と簡単におっしゃいますが、我々凡才はカッコつけず地道に条文に取り組むことに致しましょう。

条文の丸写しではいささか長いので、略記方式で読解を試みます。

【読解甲】

五号でいう「外国間等技術取引」とは次の3条件すべてを満たす技術取引のこと

- (A) 外国で入手した1項技術のうち、
- (B) 日本由来でないもので
- (C) 今回の取引で日本を経由せず(=日本からの再輸出、日本からの電子送信なしで)客先に提供される

実は<甲>は誤りです。

理由は、六号条文を見れば明白。これだと「外国で入手した2~16項技術」(A')は絶対に「外国間等技術取引」の対象になりえないからです。

では「項番の限定」を外して読めばどうか(A";外国で入手した技術で、B;日本由来でなく、C;今回の取引で日本を経由しない)といたいところですが、もちろんそんなデタラメは通りません。それに六号条文を読めば、「A";外国で入手、B;日本由来でない」という条件は、「外国間等技術取引」と別のものとして書かれています。(「A"とBの条件を満たすものの外国間等技術取引」という書き方で)

以上から「外国間等技術取引」の定義は次の【乙】のように読み取るしかないことが結論されます。

【読解乙】

五号でいう「外国間等技術取引」とは次の条件を満たす技術取引のこと

- (C) 今回の取引で日本を経由せず(=日本からの再輸出、日本からの電子送信なしで)客先に提供される

3. 意見募集結果に見る「誤解」の例

「外国間等技術取引」の概念がいかに多くの人を混乱させたか、制定時の意見募集結果を見ればうかがい知ることができます。

【意見 1】

- ・「外国間等技術取引」に係る規定は、但し書きにあるように「当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の外国相互間の移動又は外国において受信されることを目的として当該外国以外の外国にある電気通信設備から行う当該技術を内容とする情報の送信を伴う」ものとした方が平易で理解しやすいのではないか。

【意見 2】

- ・当該取引に際して、当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画も若しくは記録媒体の輸出、本邦内にある電気通信設備からの当該技術を内容とする情報の電気通信による送信又は当該技術を保有する本邦に存する者の当該取引のための出国を伴わないものを「外国間等技術取引」と規定しているが、「外国間等技術取引」という言葉からは「外国相互間の取引」を連想するのが一般的であると思われる。したがって誰にでも理解できるという観点から、後段「ただし」以降の「当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の外国相互間の移動又は外国において受信されることを目的として当該外国以外の外国にある電気通信設備から行う当該技術を内容とする情報の送信を伴う」ものを「外国間等技術取引」と規定するべきではないか。

上記意見にいう「但し書き」は、「規制除外対象にしないもの」の記述です。一方「外国間等技術取引」とは「規制除外対象にするもの」の記述。また「但し書き」が述べているのは、その技術の送付が「外国間移転であること（日本経由も不可とせず）」ですが、「外国間等技術取引」の方はそれが「日本からの持出し・電子送信を伴わないこと（外国間移転とは限らない）」を述べているのです。2016.1. 25 訂正つまりどちらの意見も誤りです。

どちらの意見も一流の団体から提出されたものですが、そうした名手でさえひっかかるほど厄介な概念がこの「外国間等技術取引」でした。

4. 「正解」の定義でも問題は残る

みなさん既にお気づきかと思いますが、【乙】の定義でも「日本国内或は外国で入手した技術を国内で非居住者に渡す」取引が含まれてしまいます。「日本国内の取引も含むから“等”がつくのか」というのはもちろん冗談ですが。

なお「外国で入手した技術情報を持ち帰って、日本国内の某国籍非居住者に渡す」ことが規制除外対象になってしまうのはまずいと思いますが、それは受け渡し場所が日本の外（技術を手に入れた国）であっても同じことですから、定義の良否とは別問題です。（「第三国の者への提供」も規制対象から外さぬように下線部 D・D'を修正すればよい）

つまり現行の定義であっても実害は生じないが、かなり滑稽ではあると思うのです。

5. 「外国間等技術取引」という概念の存在意義

単に「日本を経由せず送る」というだけなら、このような仰々しい概念は不要だったのではないかと思えます。

せっかく鍵括弧つきの用語を作っても、使う場面が限られていますし、また 3 節で紹介したように規制対象を表現するための概念と錯覚されるケースもありますから。

代案として、次のように淡々と記述する手もあったと思えます。

【五号の代案】

- ・ 1 項技術であっても、次の条件を全て満たす場合は許可不要とする
 - 外国で入手したものであること
 - 日本由来でないこと
 - 日本経由で送らないこと
 - 提供先が第三国／第三国の者、2016.1.25 追記の場合、仲介取引者は非居住者であること

(六号は代案省略)

六号の場合は、第三国向けの条件記述がいくぶん複雑になりますが、そこ以外は五号と同様なのでやはり「外国間等技術取引」という概念を持ち出さずに済むものと思えます。

あらためて箇条書きは便利なものだと思います。